令和8年 富士見町 告示　　第　62　号

富士見町展示会出展費補助金交付要綱をここに公布する。

令和8年4月10日

富士見町長　　渡　辺　　葉

富士見町告示第62号

富士見町展示会出展費補助金交付要綱

（目的）

第1条　この要綱は、町内中小企業者の受注及び販路開拓を促進、支援するため、町内中小企業者及び企業グループが展示会へ出展する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、富士見町補助金等交付規則（昭和51年富士見町規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条　この要綱で各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業をいう。

(2) 企業グループとは、中小企業事業者の5者以上のグループで、その事務局が町内にあるものをいう。

(3) 展示会とは、各企業が自社の製品及び技術力を紹介し、受注獲得を目指すための県内外の展示及び商談を行うイベントで、町が補助している団体等が開催するものでないものをいう。

（補助交付対象者）

第3条　補助金の交付の対象となる者は、次のとおりとする。

(1) 補助交付対象者は、町内に事業所又は営業所を設け、営業実態があると認められる中小事業者又は企業グループ

(2) 富士見町が賦課する町税及び料金（以下「町税等」という。）の滞納がない者

（補助対象経費）

第4条　補助金の交付対象経費は、展示会への出展小間料、装飾経費、搬入経費、展示に直接かかわる経費とする。ただし、人件費は除くものとする。

（補助率及び補助金限度額）

第5条　補助率及び補助金限度額は、次のとおりとする。

(1) 補助金は経費の2分の1以内、1回の申請につき補助金限度額は10万円、同一年度において20万円を限度とし、予算の範囲内で交付する。ただし、千円未満は切捨てとする。

(2) 企業グループで出展する場合は、補助金は経費の2分の1以内、50万円を限度とし、予算の範囲内で交付する。ただし、千円未満は切捨てとする。

（交付申請）

第6条　補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、富士見町展示会出展費補助金交付申請書（様式第1号）を、申請しようとする展示会が開催される1週間前までに次の書類を添えて町長に提出しなければならない。

（1）富士見町展示会出展費補助金収支予算書（様式第 2 号）
（2）展示会の内容が確認できる書類、パンフレット等

（交付決定）

第 7 条　町長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査を行い、富士見町展示会出展費補助金交付決定通知書（様式第 3 号）により、申請者に通知するものとする。

（実績報告書）

第 8 条　前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、展示会が終了したときは、富士見町展示会出展費補助金実績報告書（様式第 4 号）に次の書類を添えて町長に提出するものとする。ただし、報告書の提出期限は、展示会終了の日から起算して 30 日を経過した日又は補助金交付決定の通知を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日とする。

（1）富士見町展示会出展費補助金収支決算書（様式第 2 号）
（2）展示会に要した費用に係る領収書の写し
（3）展示状況を示す写真。ただし、展示会の開催日等が確認できる写真を含むものとする。

（交付額の確定）

第 9 条　町長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、適正と認めたときは、補助金の交付額を確定し、富士見町展示会出展費補助金交付確定通知書（様式第 3 号）により補助対象者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第 10 条　前条の交付確定を受けた補助対象者は、富士見町展示会出展費補助金交付請求書（様式第 5 号）により補助金を請求するものとする。

（補則）

第 11 条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この要綱は、公布の日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。